

犬山市地域資源バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材、資材、施設、機会等の地域の資源に関する情報を発掘し、及び発信し、市民が地域で活躍できる機会を提供するとともに、市民の主体的な社会的活動を促進するため設置する犬山市地域資源バンク（以下「地域資源バンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域資源」とは、次に掲げるもののうち、市の持続可能なまちづくりに貢献するものをいう。

- (1) 社会的活動を行う人材及び団体
- (2) まちづくりに活用可能な資機材
- (3) まちづくりに活用可能な空間
- (4) 人材が活躍できる催事等の機会

(地域資源バンクへの登録)

第3条 市長は、地域資源バンクに地域資源を登録しようとするときは、当該地域資源の管理、運営等に責任を持つ者（以下「登録者」という。）に書面にて同意を得た上で、犬山市地域資源バンク情報票（様式第1。以下「情報票」という。）にその情報を記載するものとする。

2 地域資源バンクに登録する地域資源は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内で活用でき、登録者が満18歳以上であるもの
- (2) 登録者がまちづくりに活かすことを希望するもの

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当するものは、第1項の登録（以下「登録」という。）の対象としない。

- (1) 特定の政党の利害に関する事業を行うことを目的とするもの
- (2) 公私の選挙に関係し、特定の政党及び候補者を支援することを目的とするもの

- (3) 特定の宗教を支持し、布教することを目的とするもの
- (4) 営利のみを目的とするもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）であるもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
（登録の期間及び更新）

第4条 登録の期間は、登録の日から当該日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

- 2 市長は、前項の期間の満了前において、犬山市地域資源バンク登録更新承諾書（様式第2）により登録者の承諾を得たときは、当該登録者に係る登録の期間を更新することができる。この場合において、当該更新に係る登録の期間は、3年とする。

（登録内容の変更）

第5条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出に基づき情報票の内容を更新するものとする。

（登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録の内容を取り消すことができる。

- (1) 登録者から申出があったとき。
- (2) 地域資源が消滅したとき。
- (3) 登録内容に誤り又は偽りがあると判明したとき。
- (4) 第3条第3項の要件に該当すると認めるとき。
- (5) その他登録内容を取り消すことが適当と認めるとき。

（登録の公表）

第7条 市長は、登録者が承諾する範囲内で、情報票に記載する情報を市民に公表するものとする。

(地域資源バンクの活用)

第8条 市長は、市民等から地域資源について紹介依頼があったときは、当該地域資源に係る登録者の同意を得て、その登録情報を当該市民等に提供することができる。

2 市長は、前項の紹介依頼の内容及び経過を記録するものとする。

3 登録者及び地域資源を活用しようとする市民等は、互いに誠意を持って対応し、疑義、問題、事故等が生じたときは、それぞれの責任において対処するものとする。

4 地域資源の活用に係る必要な経費の負担については、登録者及び地域資源を活用しようとする市民等が協議の上決定するものとする。

(登録情報提供の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の登録情報の提供を行わない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 特定の政党又は候補者を支持すること、特定の宗教を布教すること及び市のまちづくりに関連のない単なる営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

(3) その他登録情報の提供を行うことが不相当と認めるとき。

(活用の報告)

第10条 市長は、第8条の紹介依頼を経て地域資源を活用した市民等に対し、犬山市地域資源バンク活用実績報告書(様式第3)により地域資源の活用に係る報告を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

犬山市地域資源バンク情報票 (新規・変更)

台帳 No. _____

資源情報	登録区分	<input type="checkbox"/> 人材 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 空間 <input type="checkbox"/> 機会	
	(ふりがな) 名 称		
	資源の内容 (できること)		
	(画 像)		
登録者情報	ふりがな		
	氏 名		非公開 <input type="checkbox"/>
	所 属		非公開 <input type="checkbox"/>
	住 所	〒	非公開 <input type="checkbox"/>
	連絡先	TEL :	
FAX :			非公開 <input type="checkbox"/>
Eメール :			非公開 <input type="checkbox"/>
ホームページ :			非公開 <input type="checkbox"/>

※登録者情報の項目について、非公開とする場合は☑をしてください。

私は、犬山市地域資源バンクへの登録、及び非公開部分を除き登録内容を公開することに同意します。

年 月 日

署名 _____

様式第2（第4条関係）

年 月 日

犬山市地域資源バンク登録更新承諾書

犬山市長 様

登録者 住 所

氏名（自署）

下記のとおり、犬山市地域資源バンクの登録について更新することを承諾します。

記

名 称

更新期間

年 4 月 1 日から

年 3 月 3 1 日まで

様式第3（第10条関係）

年 月 日

犬山市地域資源バンク活用実績報告書

犬山市長 様

住 所

氏 名

下記地域資源の活用について完了しましたので報告します。

活用した 地域資源	
日時	
場所	
内容	

※チラシや写真などその他内容の分かる資料があれば添付してください。